

松本警察署安曇駐在所建設工事設計プロポーザル実施要領

1 趣 旨

県では令和3年6月に「長野県ゼロカーボン戦略」を策定し、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロに向け、徹底的な省エネルギー化と積極的な再生可能エネルギーの利用を推進しています。

この戦略を受け、交番・駐在所の整備にあたっては、建物のZEB・ZEH化を行い、快適な室内環境を確保しながら、建物の高断熱化や設備の効率化による建物のエネルギー消費量の削減、再生可能エネルギーの効率的な利用を進め、建物全体でエネルギー収支ゼロを目指すこととしています。

また交番・駐在所は、地域の気候風土を踏まえた機能的で安全な施設であることや、施設の質の向上を図り地域に愛される施設とすることが必要とされています。

このプロポーザルでは、県産木材を活用しつつ、ZEB・ZEH化のための合理的な施工技術や適正なコストの検討がなされることにより、限られた費用を最大限に有効活用した良質な施設の整備を目指しています。

このためプロポーザルにより広く提案を求め、最適な設計者を選定します。

2 設計業務の概要

(1) 業 務 内 容 松本警察署安曇駐在所建設工事の基本設計及び実施設計

(2) 業 務 箇 所 松本市安曇

(3) 設計する施設の概要 用 途 駐在所

敷地面積 約 208 m²

構 造 庁舎：W造 2F

規 模 延べ面積 約 140 m² (車庫・倉庫含む)

(庁舎 約 60 m²、宿舍 約 80 m²)

性 能 等 ・『ZEB』・『ZEH』^{※1}仕様

・外皮平均熱貫流率(UA値)目標値 0.34W/m²・K以下

・C値(気密性能) 1.0 cm³/m²以下

・県産材利用率 70%以上

・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準^{※2}におけるⅡ類を満たす耐震レベル

※1 省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味(ネット)でゼロにすることを目指した建物。

※2 平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号

- (4) 業 務 予 算 額 660 万円 (税込。既存建物の除却設計、測量、地盤調査(スクリー
ーウエイト貫入試験)等の費用を含む。)

3 日 程

- ・実施要領等の掲示 令和 4 年 9 月 28 日 (水) ~11 月 2 日 (水)
- ・質問 令和 4 年 9 月 28 日 (水) ~10 月 5 日 (水)
- ・質問への回答 令和 4 年 10 月 7 日 (金)
- ・提案書の提出 令和 4 年 10 月 7 日 (金) ~10 月 21 日 (金)
- ・質疑に対する書面提出 令和 4 年 10 月 28 日 (金) ~11 月 4 日 (金)
- ・審査 令和 4 年 11 月上旬
- ・審査結果の通知 令和 4 年 11 月上旬

4 提案項目等について

(1) 提案を求める項目

ア 建物要件書を踏まえた配置・平面・立面計画の提案

なお、提案には、設計コンセプト及び『山岳に囲まれ、四季折々の表情を見せる豊かな自然環境と周辺集落との調和』について、必ず記載してください。

イ ゼロカーボン駐在所にふさわしい省エネ対策及び再生可能エネルギーの導入(以下「省エネ対策等」という。)並びに気密対策に関する提案

ウ 県産木材利用に関する提案

エ 所定の性能(省エネ対策等及び県産木材利用)をより低コストで実現するための提案

オ その他(その他提案)

- (2) 提案の検討にあたっては、以下の内容に配慮してください。ただし、工関係に記載の省エネ対策等と県産木材利用を低コストで実現するための工夫は必ず考慮するとともに記載に反映させてください。

ア関係

- ・職務内容(来訪者の相談対応、書類作成、24 時間体制)
- ・緊急出動等を考慮した機能的な動線計画(車庫と事務室の関係、敷地内における車庫の位置、道路と駐在所の関係)
- ・親しまれ、入りやすい地域の拠点としての計画と地域材の活用方針
- ・安全性の確保(駐在所襲撃対策及び外部への視認性、その他(地震、水害等の自然災害))
- ・必要室の性格と室同士の関係性の理解(建物要件書参照)
- ・周辺環境への調和に配慮した配置・立面計画(地域特性に配慮した素材や形状の採用)
- ・節度や規律ある駐在所らしさの演出

イ関係

- ・ハード面での対策(断熱仕様、建物の使われ方を考慮した設備機器や再生可能エネルギー)

ギーの選択（維持管理の観点から薪・ペレットストーブを除く）、工事中や竣工時の施工精度の検証、使用開始後の省エネ効果や快適性等の検証など）

- ・ソフト面での対策（エネルギー消費量や室内環境の快適性等の見える化、ゼロカーボン普及に向けたPRに資する建物上の工夫など）
- ・気密性能を確保するための工夫

ウ関係

- ・県産材の調達方法
- ・より多くの県産材を使うための工夫
- ・木の良さを見せるための工夫

エ関係

- ・省エネ対策等を低コストで行うための工夫
- ・県産木材利用を低コストで行うための工夫
- ・概算工事費（提案にあたっての工事費上限額：（直接工事費）4,600万円（解体費別途）
- ・2(3)に示す建物性能

5 本プロポーザルの参加条件

(1) 提案者（設計者）の参加資格要件

公告日現在において、次のアからソまでのいずれにも該当しているものとします。

ア 長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成4年長野県告示第640号）に基づく建築コンサルタント業務の登録を行っていること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録（長野県知事登録に限る。）を受けている者であること。

ウ 県発注の建設工事等に係る建設コンサルタント等の業務のうち、当該業務以外の業務（以下「他の対象業務」という。）において、委託契約約款第17条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。

エ 常勤で3ヵ月以上の雇用関係にあり、一級建築士（建築士法第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）の資格を有する者を管理技術者として配置できること。

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

カ 長野県内に本店を有していること。

キ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止措置を受けている期間中の者でないこと。

ク 「県税」及び「消費税及び地方消費税」について未納額がないこと。また、個人にあつては、個人の「市町村・県民税（住民税）」に未納がないこと。

ケ 県発注の他の対象業務において、長野県建設工事等検査要綱（平成15年4月1日付け15会検第1号）第9条第3項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。

コ 県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後、委託契約約款第31条に基づく業務完了の検査を完了していない者

でないこと。

サ 県発注の他の対象業務の入札において、受注希望型競争入札における同種業務の実績等の要件に適合しない入札参加者に対する事務処理規定により、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。

シ 県発注の他の対象業務の入札において、長野県会計局公正入札調査委員会から協定して入札した入札書に該当すると認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。

ス 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

セ 本プロポーザルの他の提案者と、経営上密接な関連がないこと。密接な関連が判明した場合は、警告又は入札参加資格停止要領に基づく入札参加停止措置を行うことがあります。

なお、経営上密接な関連がある会社（ソにおいて同じ）とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

(ア) 人的関係のある会社

(イ) 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(ウ) 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社

(エ) 事業協同組合とその構成員

※ 協力事務所（専門分野において技術の提供等を行う事務所）へ再委託等をする場合は、当該協力事務所が、本プロポーザルの提案者でないこと。

また、再委託する業務が主たる業務部分の全部を再委託するものでないこと。

なお、協力事務所としての重複は妨げない。

ソ 以下のプロポーザルの参加者（経営上密接な関連がある会社が参加者である場合を含む）でないこと。

・ 飯田警察署平谷村駐在所建設工事設計プロポーザル

(2) 配置技術者の資格要件

管理技術者及び主任担当技術者の配置についてそれぞれア及びイに掲げる要件を満たすものとします。

ア 管理技術者

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- ・ 一級建築士の資格を有する者

イ 担当技術者

担当技術者の中から、建築（意匠）、建築（構造）、建築（積算）、電気設備、機械設備の部門ごとの責任者として、主任担当技術者を 1 名ずつ選定し配置する。

なお、主任担当技術者は、担当設計業務の分野について、専門的な知識と経験を有する者とし、資格要件は次による。

(ア) 建築（意匠）主任担当技術者については、次の資格を有する者とする。

- a 一級建築士の資格を有する者

- (イ) 建築（構造）主任担当技術者については、次のいずれかの資格を有する者とする。
- a 建築士法第 10 条の 3 第 4 項に規定する構造設計一級建築士の資格を有する者
 - b 一級建築士の資格を有し、設計業務（主に構造）に 10 年以上の経験を有する者
- (ウ) 建築（積算）主任担当技術者については、次のいずれかの資格を有する者とする。
- a (公社) 日本建築積算協会が付与する建築積算士（建築積算資格者）の資格を有し、建築工事の積算業務に 3 年以上の経験を有する者
 - b (公社) 日本建築積算協会が付与する建築コスト管理士（建築積算資格者）の資格を有する者
- (エ) 電気設備主任担当技術者については、次のいずれかの資格を有する者とする。
- a 建築士法第 2 条第 5 項に規定する建築設備士（以下「建築設備士」という。）の資格を有し、電気設備工事の設計業務に 5 年以上の経験を有する者
 - b 建築士法第 10 条の 3 第 4 項に規定する設備設計一級建築士（以下「設備設計一級建築士」という。）の資格を有する者
 - c 電気設備工事の設計業務に 10 年以上の経験を有する者
- (オ) 機械設備主任担当技術者については、次のいずれかの資格を有する者とする。
- a 建築設備士の資格を有し、機械設備工事の設計業務に 5 年以上の経験を有する者
 - b 設備設計一級建築士の資格を有する者
 - c 機械設備工事の設計業務に 10 年以上の経験を有する者
- ※ 主任担当技術者と担当技術者については、次の部門に限り兼務して良いこととする。
- ・ 建築（意匠）と建築（構造）と建築（積算）
 - ・ 電気設備と機械設備

6 提出書類（すべて A-4 判）

(1) R4 ゼロカーボン交番・駐在所建設工事設計プロポーザル提案書確認書表

(2) 提案書等提出書（様式 1_安曇）

(3) 提案書（様式 2_安曇）

文字の大きさは 10.5 ポイント以上としてください（イメージ図に付記する文字を除く）。

枚数は A4 判片面 5 枚とし、枠の大きさは変更しないでください。

提案書に記載するイメージ図等の表現については、参考資料「**技術提案における視覚的表現等の取扱いについて**」を参照してください。

(4) プロポーザル参加要件確認書及び主任担当技術者の実務経験（様式 3-1_安曇及び 3-2_安曇）

(5) 提案者の代表作品（様式 4_安曇）

7 施設課からの提供資料について

(1) 建物要件書（PDF 形式データ）

(2) 案内図・現況敷地図（PDF 形式データ）

8 最適候補者等の選定方法及び審査について

- (1) 設計業務を行う者の選定は、参加資格要件を満たす者の6の提出書類について、「令和4年度ゼロカーボン交番・駐在所設計プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において総合的に審査した結果により、最適候補者及び次点者を決定するものとします。
ただし、審査の結果、最適候補者又は次点者を選定しない場合があります。
- (2) 審査委員会は、国土交通省関東地方整備局長野営繕事務所職員2名、有識者1名、県警職員1名及び県職員3名の委員をもって構成します。
- (3) 審査委員名は、審査の公正を期すため、審査結果の公表時に公表することとします。
- (4) 審査は非公開とします。
- (5) 審査においてはヒアリングを実施しません。ただし、提案書の提出期間後から審査日までの間に審査委員から提案書に関する質疑に対する書面の提出を求める場合があります。
書面提出期間 令和4年10月28日(金)から11月4日(金)まで

9 審査の日程等

審査時期 令和4年11月上旬 ※審査委員会への出席は不要です。

10 審査結果等に関する事項

審査結果は参加資格要件を満たす者全員に通知します。

11 書類提出

- (1) 提出書類 6(1) 提案書確認書表(提案者でチェックの上)を1部
6(2) 提案書等提出書及び(4) 実務経験を1部
6(3) 提案書及び(5) 提案者の代表作品を10部(クリップ止めとする)
6の提出書類のPDFデータを格納したCD-R(1枚)
- (2) 提出期間 令和4年10月7日(金)から10月21日(金)午後5時まで(必着)
- (3) 提出時間 土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで
- (4) 提出場所 郵便番号380-8570(県庁専用番号・住所記載不要)
(長野県長野市大字南長野字幅下692-2)
長野県建設部施設課施設第二係 担当:若林
電話 026-235-7344 FAX 026-235-7477
E-mail shisetsu@pref.nagano.lg.jp
- (5) 提出方法 郵送又は持参とします。郵送の場合は、配達証明付き一般書留郵便としてください。

- (6) 注意事項 以下のプロポーザルへの参加が確認された場合は失格とします。
・飯田警察署平谷村駐在所建設工事設計プロポーザル

12 本業務に係る質問等

- (1) 受付期間 令和4年9月28日(水)から10月5日(水)まで
(2) 受付時間 土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで
(3) 受付場所 11(4)と同じです。
(4) 受付方法 ファクシミリ又は電子メール(書式は自由)とします。
(5) 回答方法 令和4年10月7日(金)までに長野県公式ホームページに掲載します。

13 最適候補者選定後の手続き

審査により選出された最適候補者へ、随意契約により設計業務を委託することとします。

なお、上記により契約が整わなかった場合は、次点者と随意契約の手続きを行うこととします。

(設計履行期間 契約日の翌日から約120日間、ただし、令和5年3月24日まで
予定工事期間 令和5年6月から令和5年11月(180日間予定))

14 留意事項

(1) 費用負担

6の提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とします。

(2) 提出書類の返却

提出書類は返却しません。

(3) 提案書の取扱い

6(2)の提案書は、本業務の最適候補者などを特定する上での資料であり、設計業務にあたり提案内容の拘束を受けるものではありません。

なお、提案書の提出後に参加を辞退する場合には、辞退の理由を記載の上、電子メールでその旨を送信してください。送信先は11(4)の提出場所とする。

(4) 著作権

提出された提案書の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提案者に帰属するものとします。

なお、提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者に承諾を得ておいてください。第三者の著作物の使用の責は、使用した提案者にすべて帰するものとします。

(5) 提案書の使用

県は、本プロポーザルに関する事項の公表、展示をする場合に提案書が無償で使用することができるものとします。この場合、使用に際しては提案者名を明示します。

上記の場合を除き、提案書は提案者に無断で使用しません。

提案書に含まれる第三者の著作物の公表、展示等に関しては、使用した提案者が当該第三者に承諾を得ておいてください。

最適候補者及び次点者（以下、繰り上げで契約した者も含む。）として特定された提案書は、本プロポーザルに関する記録として長野県公式ホームページに掲載します。

(6) 担当技術者の変更

様式に記載した各担当技術者については、特段の理由がある場合を除き、変更は不可とします。

(7) 現地調査について

現地調査については、警察本部会計課（電話 026-233-0110）へ連絡してから行ってください。